平成２７年（フ）第２４０号
岐阜県各務原市那加北栄町50番地
破産者　二宮　　洋
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１９０号
愛知県岡崎市庄司田３丁目５番地21、前住所愛知県岡崎市舞木町字市場51番地　ペーパームーン103
破産者　中山真智子
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２０４号
愛知県豊田市喜多町６丁目１番地１　ロイヤルパーク１　５－Ｂ号
破産者　北野　達也
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２７９号
愛知県西尾市新在家１丁目33番地　キャッツアイⅡ102号室
破産者　毛利　智美
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３０９号
愛知県岡崎市上和田町字正ケン51番地　メゾンドヌーヴェルバーグ107、前住所愛知県安城市今池町１丁目19番13号　安城ＦＸビル602
破産者　首藤　尚人
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３１３号
愛知県安城市昭和町18番26号　昭和レジデンス３．101、前住所愛知県西尾市徳永町稲場63番地３
破産者　後藤　　遷
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５８号
愛知県安城市里町３丁目４番地16
破産者　渡邉　雅文
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１０７号
滋賀県蒲生郡日野町松尾１丁目39番地　リースランドひの103号
破産者　西川　幸市（旧姓中原）
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１３９号
滋賀県近江八幡市若葉町３丁目1790番地７（113号）
破産者　寺澤　法顕
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第２６号
高知県土佐清水市栄町１番６号１
破産者　猪野　直巳
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第４４号
高知県四万十市蕨岡甲307番地１
破産者　大西　久美
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第３７５号
大分市高松２丁目６番６号　セジュールマキ37番館102号室、住民票上の住所大阪府豊中市向丘３丁目４番５号
破産者　斉藤　広明
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７０号
福岡県三潴郡大木町大字蛭池399番地１、住民票上の住所東京都豊島区巣鴨３丁目24番３号　鹿友ディアプラザ巣鴨第２　205号
破産者　北島　里奈
1　決定年月日　平成28年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２７年（フ）第１７２０号
札幌市西区発寒５条４丁目２番52―101号
破産者　柳瀬　　慶
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２４８号
福岡県久留米市津福本町1667番地２　松院寺住宅２棟22号
破産者　松田　初子
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第７１５号
宮城県黒川郡大和町吉岡字西原26番地の10町営西原第一住宅２号棟104、開始決定時の住所宮城県黒川郡大和町吉岡字中町56番地の２　ＡＯＢＡ102
破産者　赤間　尚子
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７２７号
仙台市太白区泉崎２丁目21番24号　サンハイツ205
破産者　蘇武　優次
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７５４号
仙台市若林区蒲町15番５―606号、従前の住所仙台市若林区蒲町字東45番地　レイウッド蒲町105
破産者　木村　　亮
1　決定年月日　平成28年３月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係